

特殊車両通行許可の申請を予定されている皆様へ

宮崎県県土整備部道路保全課

特殊車両通行許可に係る申請手数料の納付について

特殊車両の円滑な通行につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、特殊車両通行許可に係る申請につきましては、申請の際に、その通行経路が複数の道路管理者にまたがる場合には、次の計算式による手数料を宮崎県収入証紙により納付していただいているところです。

$$\text{申請車両台数（トラックまたはトラクタの台数）} \times \text{申請経路数} \times 200 \text{円}$$

通行経路が宮崎県管理道路のみの場合は、手数料は不要です。

手数料の額については、申請書受付の際に、担当者が確認しているところですが、時間に限りがあることから、申請者の皆様におかれましても、申請の際には通行経路を入念に御確認いただき、適正な額の収入証紙を貼付していただくようお願いいたします。

なお、新規申請の場合などで、通行経路の道路管理者が不明な場合などは、一度、申請窓口である下記、事務所に事前にご相談いただきますようお願いいたします。

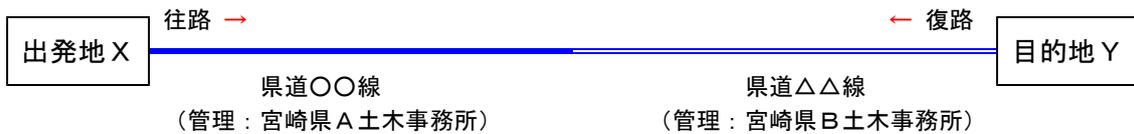
(申請窓口)

宮崎土木事務所	TEL : 0985-26-7286	日南土木事務所	TEL : 0987-23-4663
串間土木事務所	TEL : 0987-72-0134	都城土木事務所	TEL : 0986-23-5853
小林土木事務所	TEL : 0984-23-5167	高岡土木事務所	TEL : 0985-82-1155
西都土木事務所	TEL : 0983-43-2221	高鍋土木事務所	TEL : 0983-23-0835
日向土木事務所	TEL : 0982-52-4172	延岡土木事務所	TEL : 0982-21-6145
西臼杵支庁土木課	TEL : 0982-72-3191		

手数料算定方法の例を次のとおりまとめましたので、御確認ください。

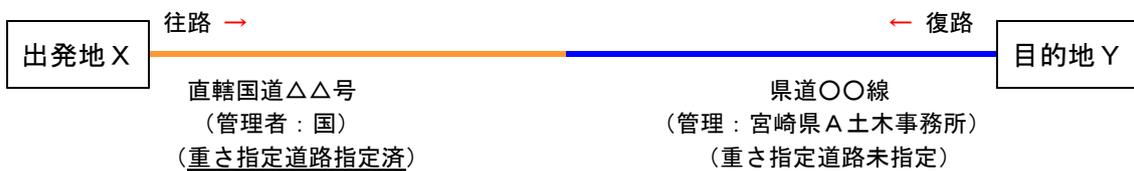
手数料算定方法の例

例 1



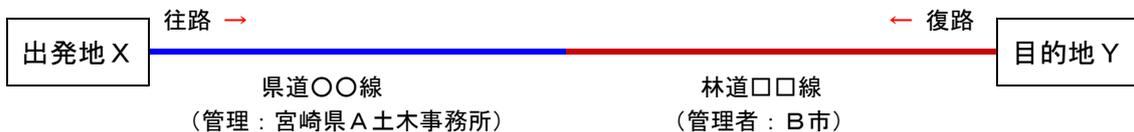
通行経路は、宮崎県 A 土木事務所と宮崎県 B 土木事務所で、宮崎県管理道路のみである。
よって、**手数料は不要**

例 2 ※新規格車の場合



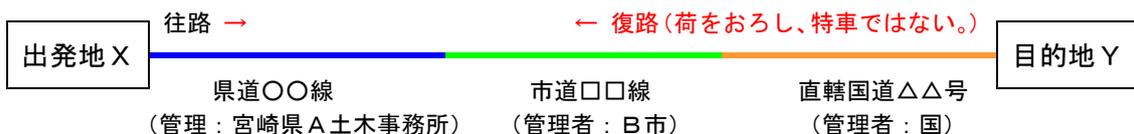
複数の道路管理者（国と宮崎県 A 土木事務所）が管理する道路を通行するが、新規格車の場合、高速自動車国道および重さ指定道路は許可不要で通行できるので、審査対象となる道路は、宮崎県管理道路のみである。
よって、**手数料は不要**

例 3



複数の管理者（宮崎県と B 市）が管理する道路を通行するが、林道は道路法上の道路ではないため、道路法に基づく審査ができない。（林道や農道は道路法上の道路ではない。）
すなわち、審査対象となる道路は、宮崎県管理道路のみである。
よって、**手数料は不要**

例 4



複数の道路管理者（宮崎県と B 市と国）が管理する道路を通行するが、荷を卸すことで、復路は特車でなくなる場合、片道申請となり、申請経路 1 経路となる。
よって、**手数料 = 1 台 × 1 経路 × 200 円 = 200 円**